

あなたの知的財産、大丈夫ですか？

# 知的財産を守る

■ 回答者、**鮫島正洋**  
 弁護士・弁理士  
 ■ 相談者、**Aさん**  
 会社を経営する社長

## 特許審査のプロセス①

結局、販売により新規性がなくなってしまった歩数計に改良を加えて特許を出願されたのですね。

歩数計に誤差表示を付けるといったまったく新しい発想を思いついたので。

おもしろいですね。たしかに、電車に乗って歩いて歩いていないのに歩数カウントが増えてしまうこともありますからね。

さて、先生、この特許出願は、どんな手続きで特許になっていくのでしょうか。

手続きの要諦(①)は、特許要件を具備するのか(②特許査定)、そうでないか(⑤拒絶査定)を特許庁が判断するというものです。

なるほど。コンセプトは単純ですね。しかし、特許になる場合とはかく、そうでない場合(⑤)のプロセスは複雑なように見えますが。

もし、せっかく出願しても、いきなり拒絶されて反論も許されないとしたら……。

特許なんて二度と出したいなくなりますね。

そこで、そういう不利益な処分をする場合は、処分の前にダメな理由を通知し(③拒絶理由通知)、反論や修正の機会を与えるのです(④)。

そのうえで再度審査していただけるのですか(①)。

すべての行政処分採用されている通則である「告知聴聞の原則」が特許手続きにも採用されているのです。

そうなんです。

ちなみに、発明に関する技術の認定や拒絶理由の論理構成がおかしいような場合は、その旨を指摘して反論する意見書を提出します。特許庁の認定が正しいときでも、手続補正書により特許出願を修正して特許を取得できる場合があります。

でも、反論・修正しても「のれんに腕押し」で聞いてもらえないのでは？

そんなことはありません。私の経験では、100の出願のうち、95に拒絶理由通知が来るものの、最終的に拒絶されるのは30くらいのイメージです。その30にしても、上級審である審判手続きで特許にな

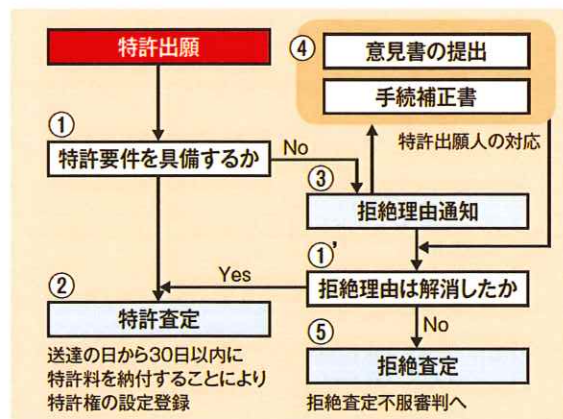
る場合も多々あるのです。

ちなみに、特許になるまでの期間はどのくらいでしょうか。

分野によって混んでいて遅かったり、空いていて早かったりなので、一概にはいえませんが、1〜3年というところでしょうか。

思ったよりも時間がかかるのですか。どうにかありませんか？

次回に続く



さめじま・まさひろ

弁護士・弁理士。エンジニアなどを経て、2004年内田・鮫島法律事務所を設立、現在に至る。12年知財功労賞受賞。著書多数。小説『下町ロケット』の神谷弁護士のモデルとしても有名。